

## 情報管理に関する基本指針

平成 17 年 6 月 10 日

平成 23 年 4 月 1 日改正

一般財団法人マイクロマシンセンター

一般財団法人マイクロマシンセンターは、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び関係諸法令等の遵守徹底を図るため、以下の項目の実施について努力いたします。

1. 規定類の整備

当財団の保有する情報の管理について、利用・保管・持ち出し・消去等の取扱要領を整備し、職員に周知徹底を図ります。

2. 利用目的の明確化

当財団の保有する情報又は取得しようとする情報については、利用目的を明確にして、目的外の利用はいたしません。

3. 安全管理体制と職員教育の強化

情報の管理責任者を設置し、安全管理の強化を図るとともに職員に対する情報管理教育を実施します。

4. 法人・個人情報の漏洩防止と漏洩した場合の対応

日頃から情報管理を徹底し漏洩防止に努めるとともに、万一、情報漏洩の場合は、再発防止のための対策を速やかに行います。

5. 情報管理の重要性について注意喚起

定例の連絡会議等において、随時、情報管理についての重要性を徹底します。

以上